

## 「Paycha 発行要綱」

北九州商工会議所は以下の要綱で Paycha（以下、単に「商品券」という。）を発行、販売、決済および換金する。

項目番	項目	内容
1	発行方式、業務委託	北九州商工会議所（発行者）が、電磁的方法により記録される前払式支払手段として発行する。発行者は、九州電力に発行、販売、決済および換金業務にかかるシステム構築および運行、データ管理及び効果測定を委託し、九州電力が提供するシステム（地域通貨プラットフォーム）を利用して行う。
2	発行総額	24億コイン（コインとは発行単位の名称。1コイン=1円。プレミアム無償付与分を含む）
3	販売総額	20億コイン（プレミアム無償付与分を含まない）
4	プレミアム率	20%
5	申込期間	1回目：2021年5月21日～6月10日 2回目：2021年9月21日～10月10日
6	販売期間	1回目：2021年6月21日～7月10日 2回目：2021年10月21日～11月10日
7	使用期間	1回目：2021年6月21日～9月30日 2回目：2021年10月21日～2022年1月31日
8	保有希望者の申込、発行・販売コイン数、払込方法	保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ（利用者用）をダウンロードできる者）は、アプリ（利用者用）を通じて、プレミアム無償付与分を除き5千コインを下限、5万コインを上限に5千コイン単位で申し込む。応募多数の場合には抽せんのうえ当せん者へ、当せんコイン数について、1コイン=払込金額1円+プレミアム無償付与分のコインをシステムを通じて発行・販売する。 抽せん方法は、応募総額が発行総額以下の場合には、全応募者を当せんとし、応募総額が発行総額を超える場合には、応募者にランダムに1から整数を付番し、応募額を1番から順に加算し応募総額が発行総額以下となる最大の番号の応募者までを当せんとし、その次の応募者を落せんとする。 当せん者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン=1円）をチャージする。当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。北九州商工会議所が別に定める方法で再募集する。
9	払戻し	利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。

		ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。
10	取扱店、利用(利用者による取扱店への提示)期間	利用者は、発行者から指定を受けた取扱店(利用者との間で自己が指定した対象商品等(発行者の規約で認めるものに限る。)について商品券を使用した取引を行う個人又は法人)で商品券を利用できる。令和3年6月21日から令和3年9月30日までの期間終了、令和3年10月21日から令和4年1月31日までの期間終了を以って未使用コインは失効する。
11	決済方法	利用者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられたQRコードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることで取扱店を認識し、取扱店が提供する商品の価額(含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。)に相当するコイン数を減じて決済する。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の取扱店では、取扱店の判断により、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。
12	換金	<p>商品券取引金額の換金は、北九州商工会議所が定めた方法により、取扱店の予め指定した預金口座に振り込む(振込手数料は取扱店の負担とする)。</p> <p>換金のタイミングは、取扱店毎の未換金の商品券取引金額相当額(*1)に換金手数料と振込手数料を差引いた額を、毎月10日、20日、月末の24時の締めで、当月20日、月末、翌月10日に振り込む。ただし、その合計金額が5万コイン未満の場合には振り込みが、次回繰り越しとなる。</p> <p>また、取扱店が手動で換金額を示して換金請求した場合は、上記に準じて換金処理を行う。(換金のタイミングは上記と同じ)</p> <p>*1:商品券取引金額相当額は、甲が別に定める取扱店規約(別紙1)の第3条第5項に基づき取消しまたは解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項または第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。</p>
13	禁止事項	商品券の他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。

以上